

市町村子ども・子育て支援事業計画（横須賀子ども未来プラン）の策定について

1. これまでの背景・経過

我が国では、未婚化や晩婚化、経済状況の低迷など様々な要因から少子化が進行しています。

このような少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が施行されました。

しかし、依然として少子化に歯止めがかからず、また待機児童が解消されないなど子ども・子育てをめぐる環境は厳しい状況が続き、この課題に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連三法」が成立し、平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。

本市においては、このような国の考え方にに基づきながら、本市の実情を勘案して、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、子育て家庭が子育ての安心感や充足感を得られるような環境づくりができるよう、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「横須賀子ども未来プラン」を策定しました。

2. 計画期間

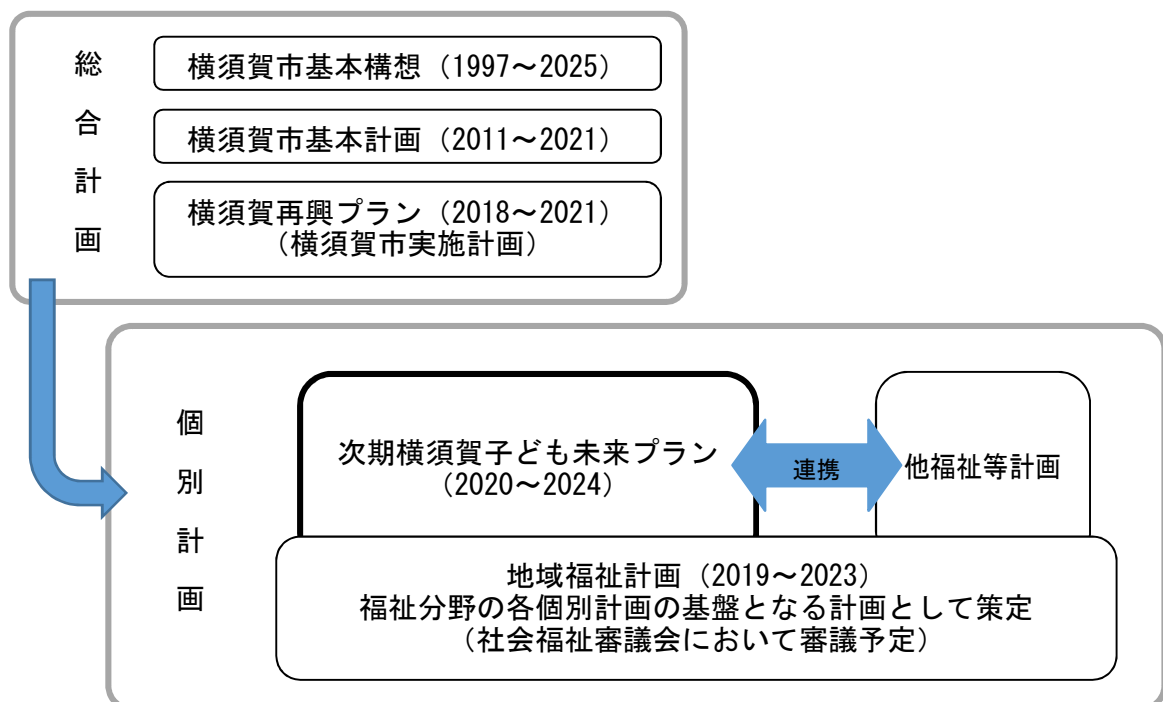
平成32年度（2020年度）から平成36年度（2024年度）までの5年間

3. 計画の位置づけ

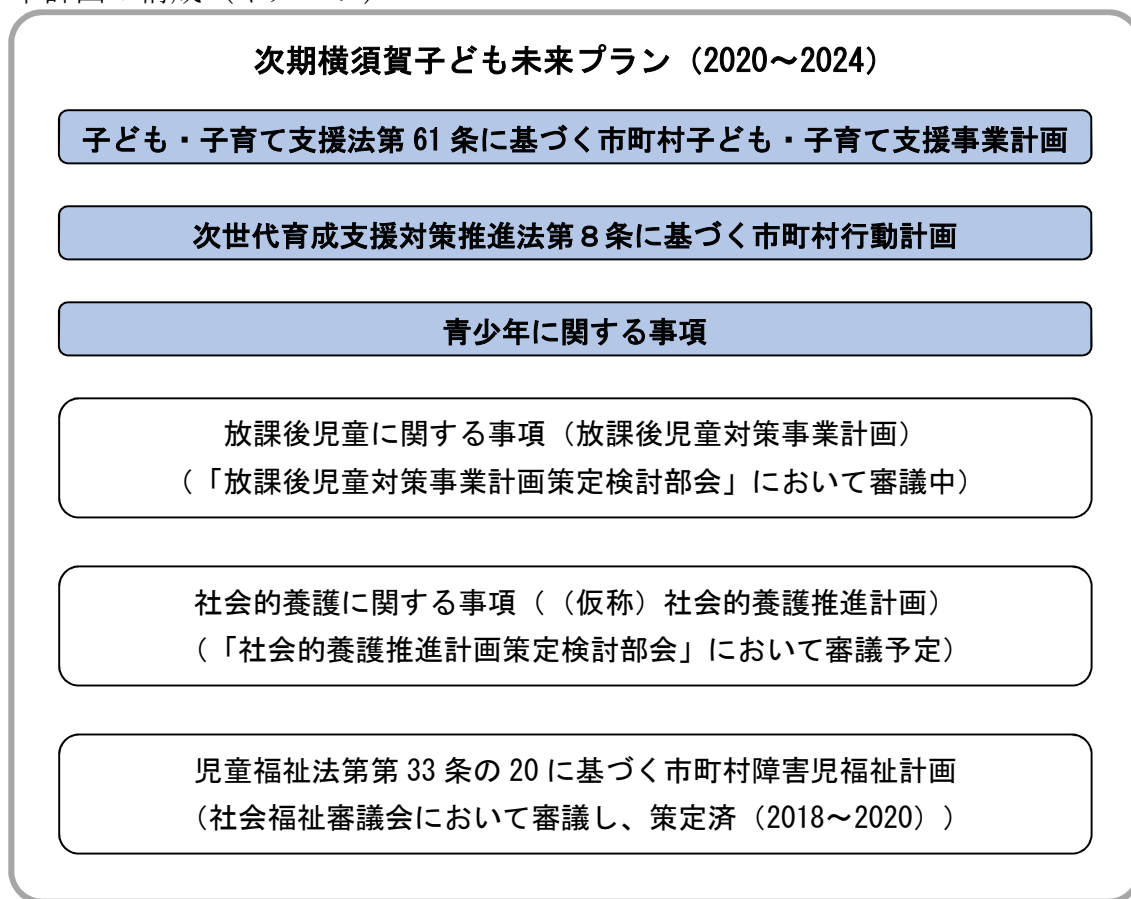
(1) 根拠となる法律

子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援対策推進法第8条

(2) 他計画と本計画との関係（イメージ）



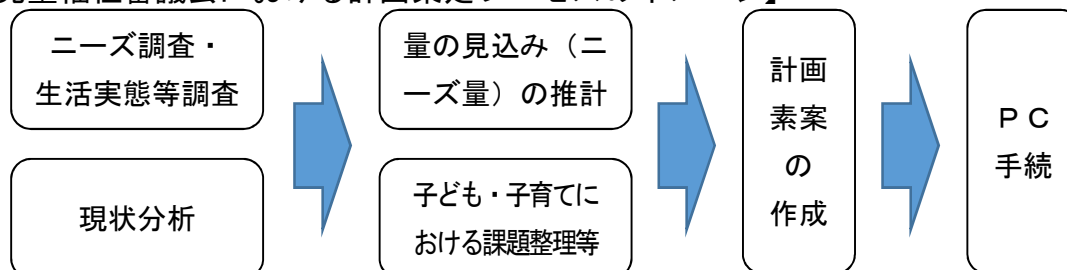
(3) 本計画の構成 (イメージ)



4. 計画策定プロセス及びスケジュール

- (1) 子ども・子育て支援法第61条第4項等に基づき特定教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用意向を把握するため、前回策定時と同様に就学前及び小学生の児童がいる世帯に対しニーズ調査を実施します。(平成30年11月頃の実施を予定)
- (2) (1)に加え、小中学生の児童・生徒がいる世帯に対し生活実態等の把握のための調査を実施します。(平成30年11月頃の実施を予定)
- (3) 上記(1)(2)の調査や現状分析を踏まえ、(4)のスケジュールにより児童福祉審議会(子ども・子育て分科会)での審議及びパブリック・コメント手続(PC手続)を経て計画策定を行います。

【児童福祉審議会における計画策定プロセスのイメージ】



(4) スケジュール

①平成30年度

- ◎ 6月28日 児童福祉審議会全体会
 - ・市長より計画策定に関する諮問子ども・子育て分科会①
 - ・現行計画（横須賀子ども未来プラン）平成29年度進捗状況
- ◎ 8月23日 子ども・子育て分科会②
 - ・ニーズ調査、生活実態等調査に関する調査票
- ◎ 10月18日 子ども・子育て分科会③
 - ・ニーズ調査、生活実態等調査に関する調査票
 - ・現状分析
- ◎ 11月 ニーズ調査、生活実態等調査（調査期間約1か月程度）
- ◎ 1月17日 子ども・子育て分科会④
 - ・現状分析
 - ・ニーズ調査、生活実態等調査速報値
 - ・量の見込みの検討
- ◎ 3月頃 子ども・子育て分科会⑤
 - ・ニーズ調査、生活実態等調査結果
 - ・量の見込みの検討
 - ・課題整理

②平成31年度

- ◎ 5月頃 子ども・子育て分科会⑥
 - ・量の見込みの検討
 - ・課題整理及び課題解決の方向性
 - ・計画素案の検討
- ◎ 7月頃 子ども・子育て分科会⑦
 - ・量の見込みに対する確保方策の検討
 - ・計画素案の検討
- ◎ 8月頃 子ども・子育て分科会⑧
 - ・計画案の検討
- ◎ 9月頃 子ども・子育て分科会⑨
 - ・パブリック・コメント手続案の検討
- ◎ 11月頃 パブリック・コメント手続き
- ◎ 1月頃 子ども・子育て分科会⑩
 - ・計画案の決定